

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 生命保険契約の契約者変更

Q : 夫が契約者となり保険料を支払っていた生命保険契約について、契約者を夫から私に変更し、今後は私が保険料を支払うことにしました。このような場合、私について何か税金の問題はありますか。

A : 生命保険契約の契約者を変更した段階では、税金の問題は起こりません。

【解説】

相続税法では、生命保険契約に関する権利や生命保険金について、本来の財産ではないけれどもその経済性に着目して、相続財産や贈与財産とみなす規定が設けられています。

生命保険契約に関する権利については、その保険契約に係る保険料の負担者が死亡した場合、また、生命保険金及び生命保険契約に係る返還金等については、それらの取得があった場合にそれぞれ、相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされます。

つまり、保険料の負担者が死亡した場合や保険金、返還金等を取得した場合に、相続税や贈与税が課税されるのであって、単に契約者を変更しただけでは贈与税など税金の問題は起こらないということになります。

なお、あなたが満期保険金や引き継いだ保険契約を解約し返還金等を取得した場合には、今後あなたが負担する保険料に係る部分についてはあなたの一時所得として所得税が課税され、これまでご主人が負担していた保険料に係る部分についてはご主人からその満期保険金や返還金等を贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

